

ID: 240

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	ホームヘルプサービス事業の費用徴収の猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市ホームヘルプサービス事業の費用徴収に関する規則 第7条		
例 規 番 号	昭和59年規則第2号の2		
【根拠条文】 (徴収の猶予) 第7条 市長は、生計中心者が第5条に規定する事由により納入期限までに当該徴収金を納入することが困難であると認めるときは、6か月を限度としてその徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日